

令和2年4月
利根町教育委員会定例会会議録
(書面表決)

利根町教育委員会

令和2年4月教育委員会定例会（書面表決）議事概要

1. 書面表決の経緯

4月27日（月）に役場本庁舎会議室にて開催を予定しておりましたが，新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から，定例会の開催を中止とし，書面表決にて執り行うこととした。

2. 書面表決の日程

- (1) 開催通知・資料の送付 令和2年4月24日（金）
- (2) 表決の受付期間 令和2年4月24日（金）から4月27日（月）まで
- (3) 承認日 令和2年4月27日（月）

3. 表決参加委員

教 育 長	海老澤 勤
教育長職務代理者	武 谷 昭 子
委 員	佐 藤 忠 信
委 員	石 井 豊
委 員	長 岡 純 子

4. 議事

- 報告第8号 職員の懲戒処分の専決処分について
報告第9号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
報告第10号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和2年3月分）

- 議案第27号 利根町青少年相談員規則の制定について
議案第28号 令和2年度教育委員会所管の工事計画について

5. 非公開の議事

教育委員会会議の非公開議事については，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きに基づき非公開とする。

なお，次の報告事項については人事に関する案件のため非公開とする。

- 報告第8号 職員の懲戒処分の専決処分について

6. 議事説明

議事における説明は次のとおりである。

報告第 8 号 職員の懲戒処分の専決処分について

(「非公開」により説明省略)

報告第 9 号 令和元年度利根町一般会計補正予算(第 9 号)の専決処分について

利根町教育委員会事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 31 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により、報告し、承認を求めるものです。

款 9 教育費、項 2 小学校費で 447 万 5 千円を減額し、補正後の小学校費の総額は 1 億 3,251 万 7 千円で、教育費の歳出総額は、6 億 2,639 万円となっております。

減額する内容は、款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 13 委託料の小学校児童通学用バス運行業務委託で、事業費が確定し、また、過疎対策事業債充当事業のため、447 万 5 千円を減額しております。

報告第 10 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について(令和 2 年 3 月分)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 3 項及び利根町教育委員会事務委任規則第 4 条第 2 項の規定により報告するもので、1 件の申請があり、承認をいたしました。

第 60 回茨城県母親大会実行委員会が、令和 2 年 6 月 28 日(日)に筑西市明野公民館「イル・ブリランテ」において、「第 60 回茨城県母親大会」を開催するものです。

目的といたしましては、県内の女性・母親が集い、子育て・くらし・平和などの問題について学習し交流し合うこととし、開催する予定でしたが、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、開催の延期が決定しております。

議案第 27 号 利根町青少年相談員規則について

利根町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第 2 条に基づき、教育委員会規則を制定したいので、利根町教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号により、教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、利根町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により青少年相談員の役職の項目が除かれたことに伴い、これまで利根町訓令で定められていた規程を廃止し、教育委員会規則として制定したいので提案するものです。

第 1 条では、趣旨規定を定めております。

第 2 条では、定数を 15 人以内と定めております。

第 3 条では、任期を 2 年と定めており、今回の任期は、令和 2 年 4 月から令和 4 年 3 月

までとなっております。

第4条では、相談員の任務について定めております。

第7条では、報償費を定めており、以前の金額と同様の日額4,200円となっております。

第9条では、相談員による連絡協議会の設置に関し定めております。

最後に附則第1項で、この規則は、公布の日から施行することとし、また、附則第2項では、現在、廃止する訓令により委嘱を受けている女性2名の方については、この規則により委嘱したものとみなすと定めております。

今後につきましては、相談員の増員を図るため、現在2~3名の男性の方に相談員の依頼をしており、次回の教育委員会の会議で、新相談員の方の委嘱についてご審議をお願いしたいと考えております。

議案第28号 令和2年度教育委員会所管の工事計画について

令和2年度教育委員会所管の工事計画を策定したので、利根町教育委員会事務委任規則第2条第18号の規定により、教育委員会の議決を得るため提案いたします。

利根町教育委員会事務委任規則第2条第18号の規定により、予定価格150万円以上の工事については、教育長に事務委任することができないため、教育委員会の議決を求めるものです。

対象となる工事等は4件で、まず、1件目は、「令和2年度 利根町学校施設長寿命化計画策定業務委託」で、現在使用している小中学校4校の校舎を80年間使用できるような中長期的な修繕計画で、国から今年度中に策定が求められており、今後は、国庫補助金を受けるとき、策定が必須条件となるものです。

入札方法は、指名競争入札で、発注時期は、第1四半期（4月～6月）、工期は10カ月を予定しております。

2件目が、「2小菅工第2号 布川小学校特別教室（音楽室）空調設備工事」で、布川小学校の音楽室に空調設備を設置する工事です。

入札方法は、指名競争入札で、発注時期は、第1四半期（4月～6月）、工期は3カ月を予定しておりますが、できるだけ早く、夏前に設置したいと考えております。

3件目が、「令和2年度 利根町図書館LED照明化改修工事」で、図書館1階の読書室、一般閲覧室、児童室、親子室の照明器具約450基をLED照明に改修するものです。

入札方法は、指名競争入札で、発注時期は、第2四半期（7月～9月）、工期は4カ月を予定しております。

なお、令和元年に1階のロビー及び受付カウンターの照明はLEDに改修済みです。

4件目が、「令和2年度 利根町文化センター舞台吊物更新工事」で、ホールの舞台吊物が昭和60年に開館してから35年が経過し、老朽化が進んでいることから更新工事を行います。

今回の工事については、舞台の吊物、緞帳や操作盤などの大規模な工事となることから、専門業者による一般競争入札で行う予定をしております。

発注時期は、第1四半期（4月～6月）で、工期は8カ月を予定しております。

舞台吊物の設置により、成人式終了後の1月中旬から3月までの期間でホールの使用を中止して行う予定です。

7. 書面表決の結果

書面表決の結果については、次のとおりである。

件名	表決内訳（敬称略）				表決結果
	武谷	佐藤	石井	長岡	
【報告第8号】 職員の懲戒処分の専決処分について	承認	承認	承認	承認	承認
【報告第9号】 令和元年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について	承認	承認	承認	承認	承認
【報告第10号】 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和2年3月分）	承認	承認	承認	承認	承認
【議案第27号】 利根町青少年相談員規則の制定について	承認	承認	承認	承認	承認
【議案第28号】 令和2年度教育委員会所管の工事計画について	承認	承認	承認	承認	承認